

※ 全ての作物について、品質に応じて交付単価が増減する加算措置があります。

## ○面積払（営農継続支払）

前年産の生産面積に基づき 20,000円/10a を交付します。

## 町地域農業再生会議支援事業

103万円

（担当：農林課 農業振興担当）

津和野町地域農業再生会議活動に対して、補助金等を支出します。

### ■主な経費

補助金 3万円  
貸付金 100万円

### 財 源

町の負担額 3万円  
貸付金返還 100万円

## 中山間地域等直接支払制度

5,482万円

（担当：農林課 農業振興係）

中山間地域の農業・農村は、農地を耕作することで水源涵養、洪水防止、土壌の侵食や崩壊の防止、豊かな景観等の多面的な機能を発揮し、都市住民を含む多くの国民の財産と豊かな暮らしを守っています。

平成12年度にスタートしたこの制度は、中山間地域で農業生産を継続する農家に対して交付金を交付し、適切な農地管理と集落の共同活動等に活用することで、将来に豊かな農地と自然を守り伝えるために実施されています。

平成17年度からは、今まで以上に、生産性・収益向上、担い手の育成、都市住民との交流や学校教育との連携など、

将来に向けた農業生産活動を継続する前向きな取組みを促進する仕組みに改善されました。

平成22年度からの第3期対策は、高齢化の進行にも、配慮した、より取組みやすい制度に見直され、継続実施されました。

### ■交付対象地

急傾斜：勾配が1/20以上ある田、勾配が15度以上ある畑、草地、採草放牧地

緩傾斜：勾配が1/100以上ある田、勾配が8度以上ある畑、草地、採草放牧地

### ■交付金額 : 10a当たりの交付単価

| 区分    | 急傾斜     | 緩傾斜    |
|-------|---------|--------|
| 田     | 21,000円 | 8,000円 |
| 畑     | 11,500円 | 3,500円 |
| 草地    | 10,500円 | 3,000円 |
| 採草放牧地 | 1,000円  | 500円   |

### 財 源

国の負担額 2,767万円  
県の負担額 1,357万円  
町の負担額 1,358万円

### ■加算措置

: 10a当たりの交付単価

（1）規模拡大加算（認定農業者＆新規就農者） ⇒ 田 1,500円、畑 500円、草地 500円

（2）土地利用調整加算（担い手） ⇒ 田 500円、畑 500円

（3）小規模・高齢者集落加算 ⇒ 田 4,500円、畑 1,800円、草地 500円

（4）法人設立加算 ⇒ 田 1,000円、畑 750円、草地 750円、採草放牧地 750円

### ■主な経費

補助金 5,482万円

## 農地・水保全管理支払交付金事業

641万円

(担当：農林課 農業振興係)

農業地域では、過疎化や高齢化、混住化などが進み、地域のまとまりが弱くなっていくなかで、農地や農業用施設の適切な保全や管理が困難になってきています。

この事業では、平成19年度から47地区が農地や水路、農道まわりの草刈や泥上げ、施設の点検をして必要な修繕・補修などを行なう管理作業を共同で行ない、農村の環境や美しい景観を守る活動を進めています。

また、農業者への活動支援として、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし環境への負荷を少なくする先進的な取組みを行なう15地区を支援しています。

このような共同活動や営農活動に取組む活動組織に島根県地域協議会から交付金が支払われます。この交付金は、国から50%、島根県から25%、町から25%が支出されています。



### ◇共同活動支援交付金事業

地域共同による農地、農業用水路等の保全管理活動への支援を行います。

#### ■交付金額（1年間あたり）

共同活動（継続地区）

| 区分 | 設立後5年間     | 継続地区（6年以降） |
|----|------------|------------|
| 田  | 4,400円/10a | 3,300円/10a |
| 畑  | 2,800円/10a | 2,100円/10a |

※この金額を協定します。農地面積に掛けます。

#### ■主な経費

島根県地域協議会への負担金 364万円【町負担（1/4）】

農道舗装資材費 20万円

#### 財源

町の負担額 384万円

### ◇向上活動支援交付金事業

老朽化が進む農業用水路の長寿命化のために、活動組織及び協定集落が行う補修、更新活動への支援を行います。

#### ■交付金額（1年間あたり）

環境保全型農業取組みへの支援

田 4,400円/10a

畑 2,000円/10a

#### 財源

町の負担額 257万円

#### ■主な経費

活動組織及び協定集落交付金 257万円：町負担（1/4）

## 環境保全型農業直接支払等交付金

145万円

化学肥料、化学合成農薬を5割以上低減した上で、地球温暖化防止や生物多様性保全の効果の高い取組みをする農業者等への支援を行います。

#### ■交付金額（1年間あたり）

8,000円/10a

#### ■主な経費

活動組織及び協定集落交付金 115万円

推進活動費（事務費） 30万円

#### 財源

県の負担額 76万円

町の負担額 69万円

## 島高原農地管理 35万円

(担当：農林課 農業振興係)

県営島農地開発事業地の農道管理（草刈）のための経費です。

### ■主な経費

委託料 35万円

#### 財源

町の負担額 35万円

## 農業担い手支援センター活動費 166万円

(担当：農業担い手支援センター)

町では、新規就農者・認定農業者の育成確保、集落営農の育成・経営強化、定住対策等農業の担い手の育成確保と効率的かつ継続性のある農業の展開を目指し、様々な事業を展開しています。

### ■主な経費

地産地消推進事業費（講師謝金・旅費等） 85万円

担い手、協議会活動支援事業（補助金、貸付金等） 81万円

#### 財源

町の負担額 166万円

## 津和野町農業担い手育成総合支援協議会 65万円

(担当：農業担い手支援センター)

町では、国県の関係事業や農業関係振興等の実践・推進をはじめ、活力のある農山村生活空間の実現に向けた各種取り組みを実施している「津和野町農業担い手育成総合支援協議会」の活動に対し助成をします。

### ■主な経費

県担い手アクションサポート事業補助金 30万円

協議会運営経費（補助金、貸付金） 35万円

#### 財源

町の負担額 35万円

貸付金返還 30万円

## 農産物直売所出荷農家栽培技術講習会 34万円

(担当：農業担い手支援センター)

品質向上及び農産物の安定確保を図るため、栽培技術講習会を開催し、出荷農家の技術向上を図ります。

### ■主な経費

講師謝金、旅費 26万円

事務消耗品 8万円

#### 財源

町負担額 34万円

## 農産物直売市研修会 50万円

(担当：農業担い手支援センター)

産物直売所の出荷、運営のため研修会を開催し、人材を育成し、更に消費者から支持される施設とすることで、集客力、売上の向上を図ります。

### ■主な経費

講師謝金、旅費 26万円

事務消耗品等 4万円

視察用バス借り上げ料 20万円

#### 財源

町負担額 50万円

## 津和野町農業青年クラブ育成補助金 3万円

(担当：農業担い手支援センター)

津和野町農業青年クラブが行う農業振興に関わる各種行事に対し支援します。

### ■主な経費

農業青年クラブ育成事業補助金 3万円

#### 財源

町の負担額 3万円

## 経営体育成交付金事業

0万円

(担当：農業担い手支援センター)

新規就農者、さらなる経営発展を目指す農業者まで多様な経営体の育成・確保を図る上で必要となる農業用機械や施設の導入、土地基盤の整備といったハード面に対する支援を総合的に実施します。

### ●新規就農者補助事業

新規就農者の経営の早期安定を図るため、農業用機械施設等導入の初期投資の軽減を支援します。



**対 象：** 1) 新規就農者

2) 1に掲げる者が代表者であり、かつ代表者の農作業への従事が主である農業法人

**限度額：** 取得価格の1/2 (400万円上限)

### ■主な経費

認定就農者育成補助金

0万円

### ●融資主体型補助事業

経営体が農業経営の発展・改善を目的として、主に金融機関からの融資を活用して農業用機械や施設土地基盤の整備を行なう場合に、融資残の自己負担部分について助成を行ないます。

**対 象：** 1) 認定農業者 2) 集落営農組織 3) 経営発展志向農業者

**限度額：** 最大で取得価格の3/10

### ●追加的信用供与補助事業

プロジェクト融資を円滑にするため、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営範囲内の保証人以外の保証人なしで、農業信用基金協会による確実な機関保証を行ないます。

### ●集落営農補助事業

集落等を単位として農作業の共同化、農業用機械の共同利用等を行なう集落営農組織が法人化を図るために、必要な農業用機械の整備を支援します。

**対 象：** 集落営農組織

**限度額：** 取得価格の1/2

### ●共同利用施設補助事業

経営体が経営の高度化・複合化・多角化等に共同で取組む際に必要となる共同利用施設の整備を支援します。

**対 象：** 1) 市町村 2) 農業協同組合、農業協同組合連合会 3) 土地改良区、土地改良区連合会 4) 農業者等が組織する団体 5) 第3セクター等 6) PFI事業者 7) 参入法人のうち特定の要件を満たす法人

**限度額：** 取得価格の1/2

## 利子補給事業

12万円

(担当：農業担い手支援センター)

近代化資金、農業経営基盤強化資金に係る利子助成を行ないます。

### ■津和野町農業近代化資金利子補給

**対 象：** 島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則第2条に規定する資金の融資を受ける農業者

**利子補給の額：** 1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における融資の平均残高に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額。

### ■津和野町農業経営基盤強化資金利子補給

**対 象：** 農業経営基盤強化資金（農林漁業金融公庫法）別表第2の第2号に規定する資金の融資を受ける農業者

**利子補給の額：** 1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業経営地盤強化資金に対し、別表の上欄に掲げる財政投融资に係る利率の区分に応じ、当該借入金利子額を実質貸付利率で除して得た金額に利子補給率を乗じて得た金額。

■主な経費 補助金 12万円

財 源  
町の負担額 12万円

## 新規就農総合支援事業

375万円

(担当：農業担い手支援センター)

農林水産省が、45歳未満で新たに農業に従事する個人に年150万円を最長7年間給付する制度を創設しました。新規就農を支援し、従事者の平均年齢が66歳と高齢化が進んでいる農業の“若返り”を図ろうとするものです。

### ●準備型（研修期間中）

**対 象：** 1) 就農予定時の年齢が、原則45歳未満のもの  
2) 独立・自営就農または雇用就農を目指すもの  
3) 研修計画が基準（研修期間が概ね1年以上等）に適合しているもの  
4) その他（常勤の雇用契約者でないこと。国等から生活費を支給されていないこと）

**交付額：** 150万円/年（最長2年）

**事業実施主体：** 都道府県

### ●経営開始型（独立・自営就農直後）

**対 象：** 1) 就農予定時の年齢が、原則45歳未満のもの  
2) 独立・自営就農であるもの  
3) 経営開始計画が基準（5年後には農業で生計が成立つ計画）に適合しているもの  
4) その他（人・農地プランへの位置づけ。国等から生活費を支給されていないこと）

**交付額：** 150万円/年（5年以内）

**事業実施主体：** 市町村

■主な経費 補助金 375万円

財 源  
国の負担額 375万円

## 新規農林業就業者支援資金

432万円

(担当：農業担い手支援センター)

認定者に対して新規就業者支援資金を無利息で貸付ける。資金貸付終了の後、引き続き3年間農業専林業経営により生活を維持しているものは、返還を免除できる。

- 対象：1) 新規農林業就業者  
2) 年齢がおおむね40歳以下であるもの  
3) 旧日原町に在住するもの

■限度額：月額10万円以内（夫婦の場合は12万円以内）（3年間）

### ■主な経費

貸付 432万円

### 財源

町の負担額 432万円

## 新規就農総合対策事業

0万円

(担当：農業担い手支援センター)

島根県が、農業の担い手を育成・確保するために、自営や雇用就農の増加対策を展開します。

### ●自営就農開始支援事業

認定就農者が農業経営を開始する場合に必要な施設等の整備に対して支援を行います。

- 補助対象事業：1) 施設、機械の購入等経費  
2) 素畜の導入、果樹等の植栽に関する経費  
3) 生産基盤の整備に関する経費

補助率：補助事業費の1/3

事業実施主体：次の全てを満たす者

- 1) 認定就農者で、就農計画に基づき県内で農業経営を行う者
- 2) 青色申告を行っているもの。行う事が確実な者。
- 3) 農業経営を開始して5年以内の者

### ●半農半X開始支援事業

農業と農業以外の職業を兼業で行う者が、実践計画書に従って、農業経営を開始する場合、支援を行います。

補助対象事業：自営就農開始支援事業と同様

補助率：補助事業費の1/3（上限額100万円）

事業実施主体：半農半X実践者（農業経営を開始して3年以内の者）

### ●自営就農後継者対策事業

子弟への経営継承が見込まれる認定農業者が、承継するために必要な施設等の整備に対して支援を行います。

補助対象事業：自営就農開始支援事業と同様

補助率：補助事業費の1/3（上限額100万円）

事業実施主体：次の全てを満たす者

- 1) 事業実施年度より5年以内に子弟（45歳未満）が経営承継する者
- 2) 経営承継計画を作成する者
- 3) 家族協定を締結する者

### ●中高年者：就農前研修・定着支援事業

国の支援のない45歳以上のUターン農業者のための研修及び定着を支援します。

給付金額：自営就農＝12万円×最高12月

半農半X＝（研修）12万円×最高12月＋（定住）12万円×最高12月

事業実施主体： 就農時45歳以上65歳未満のUIターン者

●中高年者：就農給付金事業

国の支援のない45歳以上の農業者を支援します。

給付金額：75万円/年（最高2年）

事業実施主体： 就農時45歳以上65歳未満の認定就農者（町地域農業マスタープラン登載者）

---

**農の雇用事業** **0万円**

（担当：農業担い手支援センター）

若者等の農業法人等への就業を促進し、農業法人等が就農希望者に対して技術・経営ノウハウを身につけさせるために実施する実践的な研修に要する経費を支援します。

このことにより、就農意欲のある若者等多様な人材の農業法人等への就業を促進し、担い手として定着の促進を図ります。

■実践研修実施支援（通称：国版「農の雇用事業」）

研修に要した経費について助成します。

**対 象：** 農業法人等

（以下の全ての要件を満たすこと）

- 1）新たに雇用します。（1年以上又は雇用期間を定めない契約締結）
- 2）栽培技術、飼養技術等の研修実施
- 3）研修責任者の設置

**限度額：** 月額97000円を上限に12ヶ月以内

■就農者確保緊急総合支援事業のうち雇用研修助成事業（通称：県版「農の雇用事業」）

研修1年目のみ、住居手当、資格取得費等を助成します。

**対 象：** 国版「農の雇用事業」で採択されなかった農業法人等

**限度額：** 月額33000円を上限

---

**企業参入・連携支援事業** **0万円**

（担当：農業担い手支援センター）

企業の農業参入とそれに続く地域の農業者や関連する企業等と連携した加工・流通・販売等への事業展開を支援します。

■参入・連携活動支援

（1）新規参入促進タイプ

企業が新たに農業経営に取り組むことを促進するための支援事業

**対 象：** 1）農業に参入する農業以外の業を営む県内企業

2）農業以外の業を営む県内企業が、農業に参入するために新たに設立した子会社または関連会社

3）県外に住所を有する企業で、農業経営を行なうため、新たに県内に子会社、関連会社、事業所を設置し参入する企業

**限度額：** 補助事業対象費の1/2以内（1事業あたり10,000千円を上限とします。）

（2）連携強化促進タイプ

既に農業分野へ参入した企業が地域の農業者や関連する企業と連携した加工・流通・販売等への事業展開を促進するための事業です。

**対 象：** 1）県内で農業参入した企業及び企業が農業参入する際に設立した子会社又は関連会社

2）新規参入促進タイプに定める企業

3）知事が特に認める組織

**限度額**：補助事業対象費の 1/2 以内（1 事業あたり 20,000 千円が上限。）

### ■経営拡大整備支援

新たに農業経営に取り組む企業等が、経営計画を早期に実現するため又は、既に農業分野へ参入した企業が経営を拡大する際に必要な機械・施設等の整備を促進するための経費について支援します。

**対 象**：新規参入促進タイプに定める要件を満たしている必要があります。

**限度額**：補助事業対象費の 1/3 以内（1 事業あたり 30,000 千円が上限。）

### ■主な経費

補助金 0 円 （参入・連携活動支援、経営拡大整備支援）

## 県営高津川地区中山間地域総合整備事業

1, 1 2 5 万円

（担当：農林課「土地改良区」）

中山間地域の立地条件に沿った農業生産基盤、農村生活環境等の整備を総合的に行なうことで、農業・農村の活性化を図るとともに、併せて地域の定住促進、国土・環境の保全等に貢献する事業です。

平成 22 年度から、広域連域（津和野町、吉賀町）により、新規土地改良事業に着手しました。

### ■事業概要全体（津和野町分） 6 9 7, 2 0 0 千円（事務費含まない）

|         |            |                 |
|---------|------------|-----------------|
| 農業用排水施設 | 5, 2 8 0 m | 3 6 4, 1 0 0 千円 |
| ほ場整備事業  | 1 0. 6 h a | 2 0 6, 0 0 0 千円 |
| 暗渠排水事業  | 4. 9 h a   | 1 5, 0 0 0 千円   |
| 農業集落道整備 | 8 4 0 m    | 8 4, 0 0 0 千円   |
| その他事業   |            | 2 8, 1 0 0 千円   |

●平成 22 年度においては、調査設計により事業内容の確定を行ないました。

●工事着手は、ほ場整備事業を優先して平成 23 年度より実施し、生産基盤の整備を行ないます。

なお、事業期間は 7 年間を予定し、平成 28 年度で完了予定です。

### ■補助率

工種により県費の補助率変動

**工事費** 国費：55%、県費 20%（30%）、町費 25%（15%）・・地元負担含

**事務費** 国費：50%、県費 25%、町費 25%・・地元負担含

### ■H 2 5 年度経費内訳

|            |   |          |
|------------|---|----------|
| ほ場整備工事負担金  | ： | 9 7 5 万円 |
| 用排水路工事負担金  | ： | 1 5 0 万円 |
| 集落道路工事負担金  | ： | 0 万円     |
| 鳥獣害防止工事負担金 | ： | 0 万円     |
| 暗渠排水工事負担金  | ： | 0 万円     |

#### 財 源

|       |          |
|-------|----------|
| 町の負担金 | 8 万円     |
| 町の借金  | 5 8 0 万円 |
| 地元分担金 | 5 3 7 万円 |

## 農業農村整備事業（鷺原地区頭首工）

358万円

（担当：農業係）

1級河川津和野川の左岸に昭和42年に設置された施設で、老朽化によりエンジンの交換、油圧倒伏機能部分の油漏れ、堰面の穴開き等、その都度修繕をしてきました。

しかし、昨年、再度堰面に長径約80cmの穴が数箇所開き、取水口まで水位が達しない事態が発生した為、応急処置として建設用のフレームで穴を塞いでいますが、完全に塞ぐことが出来ず漏水状態にあります。

また、大雨等により堰が倒れるとその都度フレームが流される等、対応に苦慮しており、早急に改修し、安定した用水の供給を図る必要があります。



### ■事業概要全体

頭首工 1ヶ所 115,000千円

調査設計費 20,000千円

平成22年度より調査設計を開始。

### ■事業期間

工事着手は平成24年度より実施し、事業期間は3年間で予定、平成26年度で完了予定です。

### ■補助率

工事費 国費：55%、県費：37%、町費：8%

調査設計費 県費：50%、町費：50%

### ■H24年度経費内訳

調査設計及び工事費 358万円

### 財 源

町の負担額 358万円

## 林業

### 林地残材搬出に伴う自伐林家支援事業

441万円

(担当：農林課 林業振興担当)

森林を健全な状態に整備するため、自伐林家等が林地針葉樹残材を搬出した重量に応じ、地域通貨券による支給をします。この事業実施には事前の登録が必要ですので、町農林課へ問い合わせてください。

#### ■補助金

3,000円／t

#### ■主な経費

|            |       |
|------------|-------|
| 地域通貨等印刷費等  | 30万円  |
| 各種研修会開催委託料 | 91万円  |
| 出荷補助金等     | 320万円 |

#### 財源

町の負担額 441万円

### 簡易作業路等開設事業

230万円

(担当：農林課 林業振興担当)

町内の森林所有者等が森林の保育管理や特用林産物等の生産活動に供するため、幅員2m以上の作業路を開設した場合、開設1m当たり600円の定額(限度額30万円)を、補修事業は、事業費の1/2(限度額10万円)を補助します。

簡易な作業路の開設、補修を行いたい場合は、町農林課へ問い合わせてください。

#### ■対象事業地

町内森林及びその周辺

#### ■主な経費

|       |       |
|-------|-------|
| 新設補助金 | 180万円 |
| 補修補助金 | 50万円  |

#### 財源

町の負担額 230万円

### 美しい森林づくり事業

80万円

(担当：農林課 林業振興担当)

外部アドバイザーの指導助言により、国の補助事業を活用して利用間伐を促進するため、森林経営計画を実証的に立案する。民有林の施業は、森林組合等による所有者への提案型を検討します。

#### ■対象事業地、

町内森林

#### ■主な経費

|       |      |
|-------|------|
| 謝金、旅費 | 80万円 |
|-------|------|

#### 財源

町の負担額 80万円

### 作業道開設事業(森林整備加速化・林業再生事業)

12,820万円

(担当：農林課 林業振興担当)

国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業による県の森林整備加速化・林業再生事業により、作業道の開設を行い利用間伐の施業を実施します。

#### ■計画：林業専用道 島・直地奥山線

2,200m

森林作業道 赤石山町有林ほか3路線

2,850m

#### ■主な経費

#### 財源

国県の補助金 12,820万円

|       |               |
|-------|---------------|
| 委託料   | 1, 7 9 5 万円   |
| 工事請負費 | 1 1, 0 2 5 万円 |

## 里山森林整備事業

200万円

(担当：農林課 林業振興担当)

国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業により購入した3台の樹木粉碎機の管理運営を津和野町シルバー人材センターに委託し、イノシシやサルなどの有害獣被害の軽減対策、住環境周辺の環境美化を進めるとともに、伐採した木竹を粉碎し堆肥化し土壌改良剤として農地へ還元する等、森林資源の循環型利用を進める。

木竹の伐採や粉碎処理のほか、樹木粉碎機の貸し出しも行いますので、町シルバー人材センター（電話74-1501）へ問い合わせください。

### ■主な経費

補助金 200万円

#### 財 源

町の負担額 200万円

## 森林整備地域活動支援交付金事業

320万円

(担当：農林課 林業振興担当)

小規模で分散している森林をとりまとめ、一体的に施策などを行う集約化を進めることにより、効率的な林業生産活動につなげていくことに必要となる森林所有者とその境界の確認、各種調査や間伐実施の森林所有者の同意取り付けなどにかかる経費について支援する事業です。

この事業に取り組むには、森林経営計画を策定する必要がありますので、高津川森林組合または町農林課へ問い合わせてください。



### ■支援内容

- ・「森林経営計画作成促進」に対する支援
- ・「施策集約化の促進」に対する支援
- ・「作業路網の改良活動」等に対する支援

### ■主な経費

森林整備地域活動支援交付金 320万円

#### 財 源

国県の補助金 240万円

町の負担額 80万円

## 利用間伐促進事業補助金

45万円

(担当：農林課 林業振興担当)

利用間伐を高津川森林組合等に委託するか、森林所有者自らが利用間伐を実施して、県単事業の「利用間伐促進事業」で補助を受けた場合、町からも上乗せで補助金を支払うことにより、高津川流域での利用間伐をより促進しようとするものです。

利用間伐を実施したい森林所有者は、高津川森林組合または町農林課へ問い合わせてください。

### ■補助金

750円/㎡（別途、県補助金750円/㎡あります）

### ■主な経費

補助金 45万円

#### 財 源

町の負担額 45万円

## 流域木材を生かした木造住宅づくり支援等の補助金

175万円

(担当：農林課 林業振興担当)

県では、県産木材を生かした木造住宅づくり支援などの補助制度を実施しています。

高津川流域の林業、製材業、建築業の活性化をより一層図るため、県支援制度に適合した施主への上乗せとして高津川流域産の木材を使用している場合に、町が補助を行うものです。

住宅の新築・購入、増改築、修繕や模様替え、商店や社会福祉施設の修繕や模様替えをされる場合、町農林課へ問い合わせてください。

県の支援制度については、建築会社や工務店、または（社）島根県木材協会（電話0852-21-3852）へ問い合わせてください。

### ■主な経費

|                      |       |
|----------------------|-------|
| 住宅の新築・購入、増改築         | 135万円 |
| 住宅や商店、社会福祉施設の修繕、模様替え | 40万円  |

#### 財源

町の負担額 175万円

## 松くい虫被害対策事業（薬剤の樹幹注入事業）

269万円

(担当：農林課 林業振興担当)

城山の一部を高度公益機能松林に指定し、松に薬剤樹幹注入を行い、被害防止対策を実施します。

### ■主な経費

|     |       |
|-----|-------|
| 委託料 | 269万円 |
|-----|-------|

#### 財源

国県の補助金 202万円

町の負担額 67万円

## 松くい虫等枯損木除去事業

6万円

(担当：農林課 林業振興担当)

松くい虫被害やナラ枯れ被害による枯損木が公共施設や作業道等の周辺に発生し、危険な状況にある場合、伐倒し除去します。

### ■主な経費

|     |     |
|-----|-----|
| 委託料 | 6万円 |
|-----|-----|

#### 財源

町の負担額 6万円

## 県単木材生産加速化路網整備事業

0万円

(担当：農林課 林業振興担当、建設課 地籍調査担当)

国の地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業による県単木材生産加速化路網整備事業で、島根県が事業主体となり平成22年度、23年度に林道下小瀬支線を開設しました。路網整備による成果を高めるため、町は、県や森林組合、森林所有者との協議を行い、平成25年度までの利用間伐の実施計画・実績報告等の事務を行います。

## 中山間地域土地境界保全調査事業

0万円

(担当：農林課 林業振興担当、建設課 地籍調査担当)

国の緊急雇用創出特例基金事業による県の中山間地域土地境界保全調査事業により、森林所有者の境界調査事業を実施します。

この事業は、平成21年度から平成25年度までの5カ年事業で、5年以内に地籍調査が実施されない地域において、緊急間伐対象森林及び木材生産団地計画を策定しているか、近年中に木材生産団地化計画を策定できる地域が対象であり、町の地籍調査担当職員との連携により、後年の地籍調査の参考資料として活用することを目的の一つとしています。実施主体は高津川森林組合であり、津和野町は経費負担しませんが、調査地域の森林所有者への説明や森林組合との調整、県への事業申請等の事務を行いません。

## ■計画地域

名賀地域 平成21年度：173ha ・ 平成22年度：80ha ・ 平成23年度：86ha  
平成24年度：60ha ・ 平成25年度：24ha

## 公社造林保育事業

686万円

(担当：農林課 林業振興担当)

島根県林業公社と津和野町と森林所有者との3者で分収契約している造林地の保育（除伐、枝打ち、間伐）事業や路網整備を図り、利用間伐等を実施します。

## ■対象事業地

84団地 1, 422ha

## ■主な経費

|        |       |
|--------|-------|
| 保育等委託料 | 655万円 |
| 事務管理費  | 13万円  |
| 協議会負担金 | 18万円  |

## 財 源

|           |       |
|-----------|-------|
| 県公社からの委託料 | 668万円 |
| 町の負担額     | 18万円  |

## 町行造林保育事業

2, 486万円

(担当：農林課 林業振興担当)

津和野町と森林所有者との2者で分収契約している造林地の保育（除伐、枝打ち、間伐）事業や路網整備を図り、利用間伐等を実施します。

## ■対象事業地

223団地 734ha

## ■主な経費

|                    |        |          |
|--------------------|--------|----------|
| 保育等委託料             | 補助事業分  | 1, 998万円 |
|                    | 非補助事業分 | 428万円    |
| 森林国営保険料            |        | 53万円     |
| 長伐期変更契約の地上権変更登記手数料 |        | 3万円      |
| 事務管理費              |        | 4万円      |

## 財 源

|        |          |
|--------|----------|
| 国県の補助金 | 1, 088万円 |
| 町の借金   | 1, 330万円 |
| 町の負担額  | 67万円     |
| その他収入  | 1万円      |

## 水と緑の森づくり事業

0万円

(担当：農林課 林業振興担当)

県民税である「水と緑の森づくり税」により、県民参加の森づくりや緑豊かな森再生、普及啓発を行なうものです。この事業の取組みを希望される場合、高津川森林組合または町農林課へ問い合わせてください。

## ■県民参加の森づくり

- ・県森林インストラクター養成、レベルアップ
- ・みーもスクール（学校での森林教育をNPO団体等と連携して実施）
- ・みーもの森づくり事業（住民自らが企画・立案した取り組みの支援）

実行型事業（森林公園や自然公園の周辺森林整備）。委託型事業（里山や観光地周辺森林の景観対策、木製ベンチの設置）、継続支援事業（2年目以降の継続活動支援）

## ■緑豊かな森再生

- ・再生の森事業（荒廃森林の水を育む緑豊かな森への再生）

10年以上間伐未実施で36年生以上の人工林、人家や田畑等へ侵入する竹林、松くい虫被害により放置された森林が対象で、森林所有者と県、森林組合等の林業事業者との間で協定を締結し、不要木の30%以上伐採や侵入竹林の伐採、広葉樹や抵抗性マツの植栽、森林の維持管理のための簡易な管理道の開設などを実施して緑豊かな森林の再生を目指します。

## 緑の募金運動

0万円

(担当：農林課 林業振興担当)

緑の募金法に基づき、島根県緑化推進委員会による森林整備事業や緑の少年団活動事業、その他緑化推進事業に活用するため、緑の募金運動を実施します。

■ 事業時期 ～ 年間を通して募金活動はありますが、5月に嘱託員を通して募金運動を実施。

## JA西いわみ椎茸生産者組合連合会負担金

2万円

(担当：農林課 林業振興担当)

日原椎茸生産組合が加盟する同連合会の活動に対して、補助金を支出しています。

### 財 源

町の負担額 2万円

### ■主な経費

補助金 2万円

## 鳥獣被害対策協議会補助

509万円

(担当：農林課 林業振興担当)

津和野町鳥獣被害対策協議会活動に対して、補助金を支出しています。

### 財 源

町の負担額 9万円

貸付金返還 500万円

### ■主な経費

補助金 9万円

貸付金 500万円

## 鳥獣被害対策実施隊事業

71万円

(担当：農林課林業振興係)

町長の指示に基づき、対象有害鳥獣の個体数の減少を図るため、捕獲作業及び情報収集等を行うと共に防護柵の設置指導その他被害防止のための作業等を適切に実施する実施隊を新設します。

### ■主な経費

報酬 39万円（年報酬）3,600円

費用弁償 32万円

### 財 源

町の負担額 71万円

## 有害鳥獣駆除等事業（捕獲班等関係）

143万円

（担当：農林課林業振興係）

実施隊によるイノシシやサル、カラス等の有害鳥獣から農作物及び人的被害防止を図るための経費等となっています。

### ◇捕獲奨励事業

対 象：捕獲許可期間内において、該当鳥獣の適法捕獲者

補助限度額：サル：20,000円 シカ：10,000円 イノシシ：5,000円、鳥類：500円  
アライグマ&ヌートリア：2,500円、その他の鳥獣 1,000円

### ◇緊急防除事業

対 象：捕獲許可期間内においてサル・クマの  
捕獲活動実施者

補助限度額：サル 1人3,000円／回  
クマ 1人4,000円／期間  
その他鳥獣 1人2,000円／回



### ◇捕獲出動条件整備事業

対 象：ハンター保険料の助成

補助限度額：1人当たり2,500円を限度

### ◇銃所持更新経費補助事業

対 象：実施隊員である銃免許保持者の確保のため、免許所持更新経費について、1／2を補助

補助限度額：1人当たり40,000円

### ■主な経費

補助金 143万円

#### 財 源

町の負担額 143万円

## 狩猟免許取得費補助

9万円

（担当：農林課林業振興係）

狩猟免許等に必要な経費（物品、備品、消耗品、郵券、送料、交通費、保険料等は除く）

■補助限度額：1人当たり40,000円

### ■主な経費

補助金 9万円

#### 財 源

町の負担額 9万円

## 有害鳥獣被害防止施設整備事業

69万円

(担当：農林課林業振興係)

防護柵(トタン等)、電気牧柵の設置に対する補助事業です。

■対象 象：原則としてイノシシ、サル、クマによる農林作物等の被害防止が対象。(新規に限る)

■補助限度額：資材の1/3以内で50,000円を限度  
(ただし、集落営農組織等での申請にあつては限度額を設けない)

### ■主な経費

補助金 69万円

#### 財源

町の負担額 69万円

## 水産業

## 高津川漁業振興協議会負担金

36万円

(担当：農林課 農業振興係)

高津川漁業振興協議会(事務局：高津川漁業協同組合)の以下の活動に対して、益田市、吉賀町、津和野町で予算を計上し、助成をしています。

### ■事業の概要

- (1) 漁場環境の保全(汚濁水の流入防止、カワウ、スズキ対策、河川一斉清掃等)
- (2) 漁類増殖放流事業(ヤマメ、ウナギの放流)
- (3) 魚類試験調査(アユ、モズクガニの孵化飼育研究等)
- (4) 感染症対策(アユの感染症対策)
- (5) その他

### ■主な経費

負担金 36万円

